

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 鶴ヶ島市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	9	3,600	10	3,600	0	0
1	53	エチルベンゼン	10	3	159,530	7	510	0	159,020
1	80	キシレン	12	1	1,242,300	3	2,500	0	1,239,800
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	9	2,100	13	2,100	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	12	1	878,480	5	11,580	0	866,900
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	10	3	49,800	8	4,600	0	45,200
1	300	トルエン	10	3	3,057,000	1	15,000	0	3,042,000
1	306	ニアクリル酸ヘキサメチレン	1	9	960	16	960	0	0
1	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	9	1,800,000	2	1,800,000	0	0
1	356	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル	1	9	1,100	15	1,100	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	9	6	980,000	4	0	0	980,000
1	400	ベンゼン	9	6	182,500	6	0	0	182,500
1	403	ベンゾフェノン	2	8	2,430	11	2,430	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	9	1,200	14	1,200	0	0
3	4	イソホロン	1	9	790	17	790	0	0
3	16	シクロヘキサノン	1	9	2,400	12	2,400	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	9	12,000	9	12,000	0	0
		合計	—	—	8,376,190	—	1,860,770	0	6,515,420

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。